

株式会社ディ・エム・シー製
Mouse Emulation Software (TSC-1310D/DD)

ソフトウェア使用権許諾契約書

本製品を開封又は御使用前に、以下のライセンス契約を必ずお読みください。本使用許諾契約書は、下記に示されたソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」）に関してお客様と株式会社ディ・エム・シー（以下「DMC」）との間に締結される契約書です。本ソフトウェア製品を開封、インストール、複製又は使用することによってお客様は本契約に同意し、契約が成立したものとします。事前に本契約を十分に御確認、御理解をお願いいたします。本契約に同意されない場合、DMC はお客様に本ソフトウェア製品の開封、インストール、複製、又は使用のいずれも許諾できません。そのような場合、未使用の本ソフトウェア製品を直ちに購入先へ御返却ください。

1. 著作権

本ソフトウェア製品の著作権は Touch-Base Ltd. に帰属します。

2. 使用権

DMC は、本ソフトウェア製品に含まれるプログラム及びこれに関する資料を、以下の条件で使用できる譲渡不能の非独占的使用権をお客様に許諾します。

- (1) お客様は、本ソフトウェア製品を、ライセンス許諾される本ソフトウェア製品及びそのコピーを複数のコンピュータによる本ソフトウェア製品の使用を許可するライセンスを購入していない場合は、特定の1台のコンピュータ上でのみ本ソフトウェア製品を使用する権利を与えられます。
- (2) お客様は、使用を許可されているコンピュータ1台につき1部を、バックアップの為にのみ本ソフトウェア製品のコピーを作成することができます。上記以外の目的の為に本ソフトウェア製品の一部又は全てをメディアを問わずコピーすることはできません。
- (3) お客様は、本ソフトウェア製品のコピー全てに対し、本ソフトウェア製品と同様の著作権表示等を明記しなければなりません。
- (4) 本ソフトウェア製品及びそのコピーの無体財産権は DMC 及び DMC への供給者に帰属します。

3. 使用期間

本契約は、契約成立時から、DMC 又はお客様が本契約に従い解約するまで継続します。

4. 使用権の消滅

- (1) お客様は、本ソフトウェア製品及びそのコピーの内容物全てを抹消、又は破壊することにより、いつでも本ソフトウェア製品の使用権を消滅させることができます。
- (2) DMC は、お客様が本許諾内容に違反した場合、通知によりお客様の本ソフトウェア製品の使用権を消滅させることができます。この場合、お客様は本ソフトウェア製品及びそのコピーの内容物全てを1ヶ月以内に DMC に返却するものとします。

5. 保証

- (1) DMC は、本ソフトウェア製品購入後、90 日間本ソフトウェア製品が記録、格納されている媒体自体又は当該媒体に於ける本ソフトウェア製品の記録状態に材質上又は製作上

の瑕疵が無い事を保証します。万一、本保証期間中に本ソフトウェア製品が記録、格納されている媒体自体又は当該媒体に於ける本ソフトウェア製品の記録状態に材質又は製作上の瑕疵が認められた場合、本ソフトウェア製品が記録、格納されている媒体を交換いたします。但し、お客様から当該瑕疵につき本保証期間内に通知していただくことを条件とします。

- (2) DMC は、前項の本ソフトウェア製品が記録、格納されている媒体の交換を除いては、本ソフトウェア製品に対していかなる明示、又は暗黙の保証を与えることは無く、お客様に供給されたときの状態にて使用許諾します。又、本ソフトウェア製品がお客様の特定の使用目的のために適切又は有用であること、本ソフトウェアの実行が中断されないこと及びその実行に誤りが無いことを保証する物ではありません。
- (3) 本状に基づく DMC の責任は本ソフトウェア製品が記録、格納されている媒体の交換に限定されるものとし、DMC はその他の法律上の瑕疵担保責任を含む全ての明示又は黙示の保証責任及び本ソフトウェア製品に起因するお客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害、データなどに対する損害及び無体財産権に関し第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく賠償責任などの一切の責任を負いません。

6. お客様の義務

お客様は、本ソフトウェア製品が著作権法等によって保護される無体財産権を含む機密情報又は財産的情報を有することを認識するとともに、以下の行為をしないものとします。

- (1) 本許諾条項以外により本ソフトウェア製品を使用、コピー、又は解析、改変する行為。
- (2) 本ソフトウェア製品を第三者への譲渡、賃貸、再許諾する行為。
- (3) 本ソフトウェア製品に直接記録、又は本ソフトウェア製品が記録、格納されている媒体に表示されている著作権を含む無体財産権の権利表示を削除、又は変更する行為。

7. 輸出規制

本ソフトウェア製品が外国為替及び外国貿易管理法及びこれに付随する法令の規制対象となる場合、お客様は当該法令及び規則を遵守するものとします。

以上



株式会社ディ・エム・シー
<http://www.dmccoltd.com>